

## 主任・監理技術者及び現場代理人の兼任に関する取扱いについて

現場の担い手不足や施工体制の合理化等の国・県の取組を踏まえ、下記のとおり取扱事項を定めたので、適切な運用に努められるようお願いします。

注) 兼任した工事現場間で、監督員と常時連絡が取れる体制にあることを条件とする。

記

### 1. 技術者等に係る手持ち工事の件数について

後契約工事		専任を要しない工事 ※小工事除く 【請負代金額 4,500万未満 (建築一式は 9,000万未満)】		専任を要する工事 【請負代金額 4,500万以上 (建築一式は 9,000万以上)】	
既契約工事		監理技術者 主任技術者	現場代理人	監理技術者 主任技術者	現場代理人
専任を 要しない工事 ※小工事除く 【請負代金額 4,500万未満(建 築一式は 9,000万 未満)】	監理技術者 主任技術者	合計3件まで○ 全て 500万(建築一式 は 1,500万)未満の工 事であれば3件を超 ても兼任可能	合計3件まで○ 注2参照	特例を除き× 特例時は2件まで○ 注1(1)(2)(3) (4) 参照	合計2件まで○ 注2参照
	現場代理人	合計3件まで○ 注2参照	合計3件まで○ 注2参照	特例を除き× 特例時は2件まで○ 注1(1)(2)(3) (4) 及び注2参照	合計2件まで○ 注2参照
専任を 要する工事 【請負代金額 4,500万以上(建 築一式は 9,000万 以上)】	監理技術者 主任技術者	特例を除き× 特例時は2件まで○ 注1(1)(2)(3) (4) 参照	特例を除き× 特例時は2件まで○ 注1(1)(2)(3) (4) 及び注2参照	特例を除き× 特例時は2件まで○ 注1(1)(2)(3) (4) 参照	特例を除き× 特例時は2件まで○ 注1(1)(2)(3) (4) 及び注2参照
	現場代理人	合計2件まで○ 注2参照	合計2件まで○ 注2参照	特例を除き× 特例時は2件まで○ 注1(1)(2)(3) (4) 及び注2参照	合計2件まで○ 注2参照

※ 兼任する場合は、「現場代理人・主任技術者等兼任届出書兼誓約書」を提出すること。

※ 同一工事内の同一人物における主任(監理)技術者と現場代理人の兼任については、専任の要否に関わらず、兼任可能とする。

		専任を要しない工事 ※小工事除く 【請負代金額 4,500万未満 (建築一式は 9,000万未満)】	専任を要する工事 【請負代金額 4,500万以上 (建築一式は 9,000万以上)】
		監理技術者 主任技術者	監理技術者 主任技術者
経営業務の管理責任者(*1)		現場近接の場合または 特定要件を満たす場合は1件のみ○ 全て 500万(建築一式は 1,500万)未満の 工事であれば2件兼任可能 注3参照	
営業所の専任技術者(*2)		特定要件を満たす場合は1件のみ○ 注3参照	

※ 兼任する場合は、「営業所の専任技術者等配置届出書」を提出すること。

\* 1 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)において、一般建設業にあっては同法第 7 条第 1 号、特定建設業にあっては同法第 15 条第 1 号で定める「経営業務の管理責任者」をいう。

\* 2 建設業法において、一般建設業にあっては同法第 7 条第 2 号、特定建設業にあっては同法第 15 条第 2 号で定める「専任技術者」をいう。

## 注1：工事現場ごとに専任すべき技術者(建設業法第26条第3項)について

公共性のある工作物に関する請負代金額が4,500万円以上(建築一式工事の場合9,000万円以上)の工事に配置される主任技術者は、元請・下請の区分なく工事現場ごとに専任の者でなければなりません。

また、発注者から直接工事を請け負った建設業者(元請)は、その下請負金額の総額が5,000万円以上(建築一式工事の場合8,000万円以上)となる場合にあっては、「主任技術者」に代え「監理技術者」を配置しなければなりません。

■専任の主任(監理)技術者は、特例の場合を除き、他の工事現場との兼任はできません。

<特例の場合>以下のいずれかに該当する場合

- (1) 監理技術者を専任で配置することが必要となる2工事において、**当該工事現場それぞれに監理技術者補佐を専任で配置する場合は、例外的に、同一の監理技術者がこれら2工事を兼任することができます。**この適用を受ける監理技術者を「特例監理技術者」といいます。
- (2) 同一あるいは別々の発注者が、密接な関連のある二以上の工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所(工事の相互の間隔が10km程度)において施工する場合は、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができます。ただし、この規定は、専任の監理技術者については適用されません。

なお、上記については、「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて(改正)」(平成26年2月3日付け国土建第272号)の通知により、当分の間、次のように取扱います。

**密接な関連のある工事**とは、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連續性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事とし、工事の相当の部分を同一の下請負業者で施工する場合等で相互に工程調整を要する工事も含まれます。

### ※専任の主任技術者による兼任が認められる例

例1:同一路線や同一河川で実施する藤枝市の発注工事については、**連續性**があると判断しています。

例2:同一区画整理地内や同一公園内の工事は一体的に行う必要性、相互に調整を要する必要性があるため、造成工事、道路築造工事、上下水道工事など、**一体性や相互に調整を要する必要があるもの**と判断しています。

例3:同時に複数箇所で交通規制を行うような複数工事では円滑な交通規制を行うため、**相互に調整する必要がある**と判断しています。

- (3) 同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する**契約工期の重複する複数の請負契約**に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの(当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る)については、これら複数の工事を一の工事とみなして、同一の主任(監理)技術者が当該複数工事全体を管理することができます。

この場合、これら複数工事に係る下請負金額の合計が5,000万円以上(建築一式工事の場合8,000万円以上)になる場合は特定建設業の許可が必要であり、主任技術者から監理技術者に配置技術者を変更する必要があります。

(4) 技術者の専任を要する工事のうち、**請負代金額が1億円未満（建築一式工事の場合2億円未満）**の工事で下記要件①及び②を満たす場合は、例外的に、同一の主任（監理）技術者が2工事間に限り兼任することができます。

① 兼任しようとする各工事現場の施工体制の確保のために必要な要件

- ア 兼任しようとする工事現場間の距離が、一日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ、一の工事現場において災害、事故その他の事象が発生した場合において、他の工事現場から当該工事現場に概ね2時間以内に到着できるものであること。
- イ 同一の主任（監理）技術者を置こうとする建設業者に連なる下請次数が3以下であること。
- ウ 同一の主任（監理）技術者との連絡その他必要な措置を講ずるための者（土木一式工事又は建築一式工事においては、該当工種に関する実務経験を1年以上有する者に限る。）を当該工事に置いていること。
- エ 当該工事に関する工事現場の施工体制を営業所技術者等が情報通信技術を利用する方法により確認することができる措置を講じていること。
- オ 建設業者が、次に掲げる事項を記載した人員配置の計画書を作成し、各工事現場に備え置き、一定期間営業所で保存していること（電子媒体でも可）。
  - 当該建設業者の名称及び所在地
  - 当該主任（監理）技術者の氏名
  - 当該主任（監理）技術者の1日あたりの法定外労働時間の見込み及び実績
  - 当該建設工事の名称及び工事現場の所在地
  - 当該建設工事の内容
  - 当該建設工事の請負代金額
  - アの移動時間、イの下請次数、ウの者の氏名・所属・実務経験の内容（一式工事の場合のみ）、エの措置内容、要件②の情報通信機器

② 主任（監理）技術者が各工事現場におけるその職務を情報通信技術の利用により行うため必要となる措置要件

主任（監理）技術者が当該工事現場以外の場所から当該工事現場の状況を確認するために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器が設置され、かつ、当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。

※要件①エの情報通信技術や要件②の情報通信機器等の詳細や留意事項については、国土交通省「監理技術者制度運用マニュアル」を参照すること。

## 注2：現場代理人の常駐義務の緩和について

現場代理人は、公共工事請負契約の履行を確保するため、工事現場の運営及び取締り等の事項を処理する受注者の代理人であることから、発注者との常時の連絡に支障をきたさないよう、工事現場への常駐が藤枝市建設工事請負契約約款第10条第3項で義務付けられています。

ただし、以下の要件を満たす場合には、例外的に常駐を要しないものとして取扱うものとします。なお、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項に基づく主任技術者又は監理技術者の専任義務が緩和されるものではないこと及び藤枝市発注工事と藤枝市以外の機関発注工事間で現場代理人を兼任しようとする場合において、以下の要件を満たす場合であっても、藤枝市以外の機関の規定等により兼任が認められない場合があることに注意してください。

## (1) 対象工事及び件数

藤枝市が発注する工事又は藤枝市以外の機関が発注する工事で、次の①、②のいずれかに該当すること。

① **工事1件の請負代金額(税込)が4,500万円（建築一式工事は9,000万円）未満の場合**  
(兼任しようとする他の工事の請負代金額も4,500万円（建築一式工事は9,000万円）未満)は、次のアからウのすべてを満たしていること。

ア 兼任しようとする工事の件数は、原則3件までとする。

イ 兼任しようとする工事現場間の直線距離が20km以内であること。

ウ 発注者又は監督員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応が可能なこと。

② **工事1件の請負代金額(税込)が4,500万円（建築一式工事は9,000万円）以上の場合**  
(兼任しようとする他の工事の請負代金額は問わない。)は、次のアからエのすべてを満たしていること。

ア 兼任しようとする工事の件数は、原則2件とする。

イ 兼任しようとする工事現場間の直線距離が10km程度の近接した場所であること。

ウ 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連續性が認められる工事又は施工に当たり相互に調整を要する工事であること。

\* 資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分を同一の下請業者で施工する場合等も含む。

エ 発注者又は監督員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応が可能なこと。

## (2) 連絡員及び連絡体制

常時連絡を取れる体制にするため、連絡員を配置すること。また、複数工事を兼任している現場代理人は、いずれかの現場に駐在し、かつ、1日1回以上はいずれの工事現場にも駐在し、現場管理にあたること(常駐を要しない期間を除く)。

なお、連絡員は、受注者又は一次下請負業者と直接雇用関係にある者とし、配置にあたっては、当該工事の監督員と十分協議すること。

ただし、緩和の承認を受けた工事の施工にあたっては、次の場合に限り上記の義務事項を除外する。

①工事が完成検査の待機中となっている場合

②契約後の準備期間中で、工事に着手していない場合

③片方の工事が中止または休止となっている場合

※ 変更契約を行う場合は、変更後の請負代金額（税込）により、(1)①、②のどちらに該当するかを確認し、改めて兼任可否の判断を行うこと。

※ 対象工事において、安全管理の不徹底による事故の発生や現場体制の不備が生じた場合、いずれかの工事において、現場代理人を兼任することが困難であると発注者が判断した場合には、発注者は受注者に対し書面により緩和措置を取消す。

※ 現場代理人の常駐義務の緩和を取り消された際に、新たな現場代理人を配置することができない場合には、発注者は解除権に基づき当該工事の契約を解除することができる。

### 注3：営業所の専任技術者（経営業務の管理責任者）の兼任について

営業所の専任技術者は、建設工事に関する請負契約の適正な締結やその履行を確保するため置かれるもので、営業所に常勤して専らその職務に従事することが求められており、現場代理人又は主任（監理）技術者を兼ねることができません。

ただし、次の要件(1)又は(2)のいずれかを満たす場合、1工事間に限り、主任（監理）技術者を兼ねることができます。

(1) 対象工事の請負代金額(税込)が4,500万円（建築一式工事は9,000万円）未満の工事で下記要件①又は②のいずれかを満たす場合

① (平成15年4月21日付け国総建第18号、営業所における専任の技術者の取扱いについて)

ア 当該営業所で契約締結した建設工事であること。

イ 工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接（本市においては直線距離で10km程度とする）し、当該営業所との間で常時連絡を取り得る体制にあること。

ウ 所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

② (令和6年12月13日付け国不建技第123号、監理技術者制度運用マニュアル)

(2) ①及び②に掲げる要件を全て満たしていること。

(2) 対象工事の請負代金額(税込)が4,500万円（建築一式工事は9,000万円）以上1億円未満（建築一式工事の場合2億円未満）の工事で下記要件①及び②を満たす場合

(令和6年12月13日付け国不建第149号、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行について)

① 当該営業所の業務体制及び当該工事現場の施工体制の確保のために必要な要件

ア 同一の営業所技術者等を設置する営業所と工事現場間の距離が、一日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ、当該工事現場において災害、事故その他の事象が発生した場合において、当該営業所から当該工事現場に概ね2時間以内に到着できるものであること。

イ 同一の営業所技術者等を置こうとする建設業者に連なる下請次数が3以下であること。

ウ 同一の営業所技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者（土木一式工事又は建築一式工事においては、該当工種に関する実務経験を1年以上有する者に限る。）を当該工事に置いていること。

エ 当該工事に関する工事現場の施工体制を営業所技術者等が情報通信技術を利用する方法により確認することができる措置を講じていること。

オ 建設業者が、次に掲げる事項を記載した人員配置の計画書を作成し、当該工事現場に備え置き、一定期間営業所で保存していること（電子媒体でも可）。

- 当該建設業者の名称及び所在地
- 当該営業所技術者等の氏名及び当該営業所の名称
- 当該営業所技術者等の1日あたりの法定外労働時間の見込み及び実績
- 当該建設工事の名称並びに当該建設工事に係る契約を締結した営業所及び工事現場の所在地
- 当該建設工事の内容

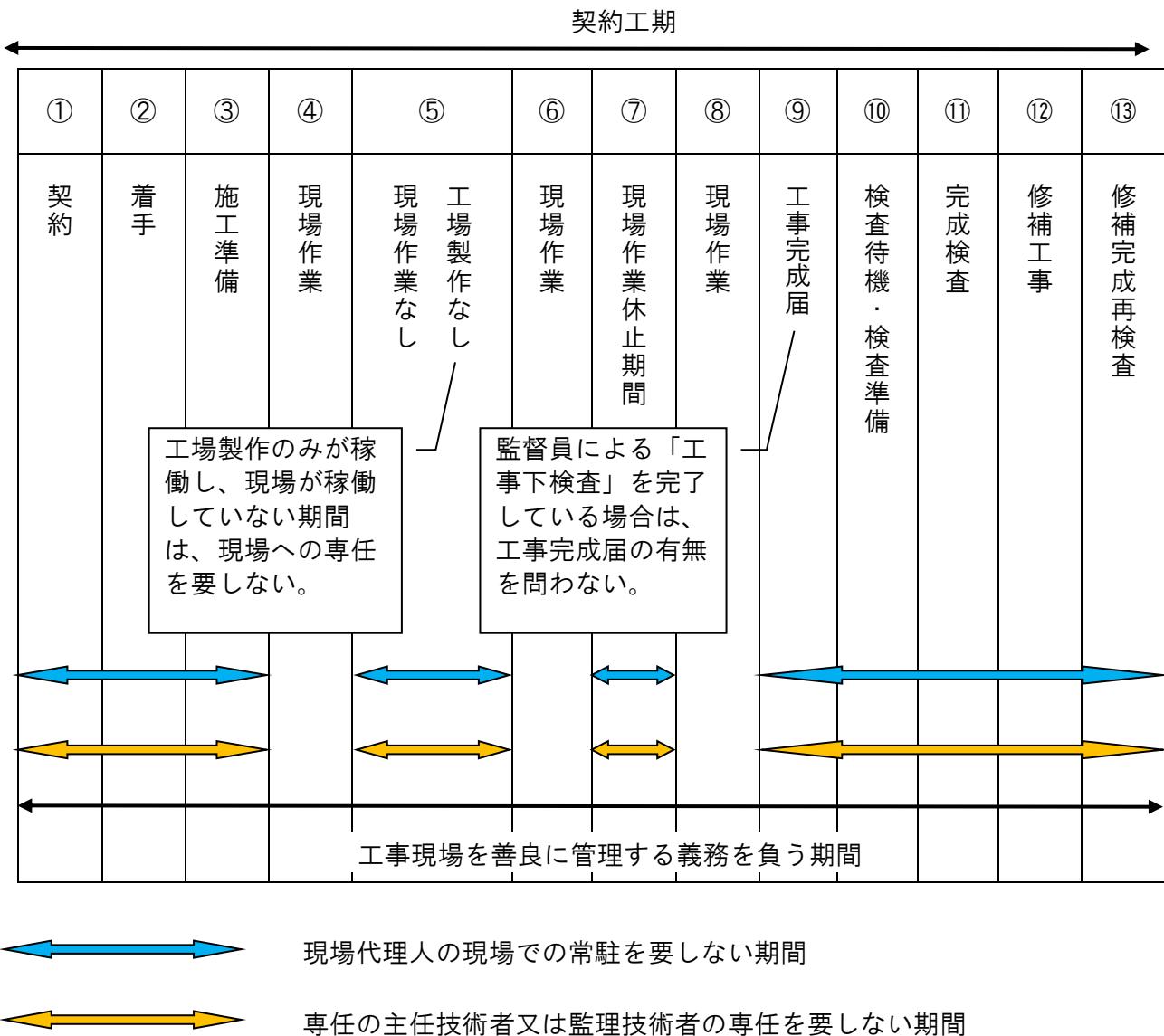
- 当該建設工事の請負代金額
  - アの移動時間、イの下請次数、ウの者の氏名・所属・実務経験の内容（一式工事の場合のみ）、エの措置内容、要件②の情報通信機器
- ② 営業所技術者等が営業所職務等を情報通信技術を利用して行うため必要となる措置要件  
営業所技術者等が当該工事現場以外の場所から当該工事現場の状況を確認するために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器が設置され、かつ、当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。

※要件①エの情報通信技術や要件②の情報通信機器等の詳細や留意事項については、国土交通省「監理技術者制度運用マニュアル」を参照すること。

なお、経営業務の管理責任者についても、本社・本店等に常勤して一定の計画のもとにその職務に従事することが求められており、同等の性質を持つと考えられるため、営業所の専任技術者と同様の取扱いとします。

注1、2、3の適用にあたっては、安全や品質の確保等、各工事の適正な施工に照らして、発注者が適切に判断する。

## 2. 現場代理人及び主任・監理技術者の配置期間について



## 3 配置予定技術者等の兼任手続きについて

入札日から2日以内に、配置予定現場代理人・技術者届（落札決定審査用）（別紙1）を契約検査課に1部提出する。

兼任可能な場合は、現場代理人・主任技術者等兼任届出書兼誓約書（別紙2）及び営業所の専任技術者等配置届出書（別紙3）を契約検査課に2部提出する。原本返却後、別紙2及び別紙3を工事担当課に提出する。

### 附 則

この取扱いは、平成28年4月1日から施行し、同日以降に入札公告を行う建設工事から適用する。

### 附 則

この取扱いは、令和4年4月7日から施行し、同日以降に入札公告を行う建設工事から適用する。

### 附 則

この取扱いは、令和5年4月1日から施行し、同日以降に入札公告を行う建設工事から適用する。

### 附 則

この取扱いは、令和7年2月1日から施行し、同日以降に入札公告を行う建設工事から適用する。